

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第77回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

- 1 日時
令和6年9月17日（火）9：58～10：12
- 2 場所
福岡高等裁判所1202号会議室
- 3 出席者
（委員）片山昭人（委員長）、熊野直樹、作間功、所浩代（敬称略。五十音順）
（庶務）杉光総務課長、阿部総務課課長補佐
（説明者）上拂事務局長
- 4 議題
令和7年3月から同年8月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報収集について
- 5 審議資料（添付省略）
9月6日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）
- 6 協議等
 - (1) 新委員の紹介
協議に先立ち、退任した山本委員の後任として、所委員が紹介された。
 - (2) 令和7年3月から同年8月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報収集について
 - ア 庶務から、審議資料のとおり指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を11月6日（水）までに指名諮問委員会に送付するよう通知があった旨説明された。
 - イ 庶務から、各指名候補者の情報収集方法の概要について説明された後、別紙第2の依頼文書（案）について従前からの変更点及び変更理由について以下のとおり説明され、審議の結果、別紙第1及び同第2を各検察庁及び各弁護士会宛てに送付して情報提供を依頼することが了承された。
 - (ア) 変更点について
別紙第2の記3「情報収集における留意事項」の第2段落「なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、」で始まる一文のうち、「弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方を引き続き周知し、制度について理解を深めるための方策を執っていたきたい」との部分について、下線を削除した。
 - (イ) 変更理由について

【機密性2】

指名諮問委員会の第114回議事要旨4頁の記載を踏まえ、ことさらに強調する必要がなくなったため下線を付さないこととしたものである。

- (3) また、(2)の情報提供依頼に当たっては、引き続き地域委員会庶務において、依頼文書の発送の際に送付先に対し、期限遵守について連絡することとされた。

7 報告事項

庶務から、令和6年7月5日、指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について答申されたことが報告された。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第78回）の期日が、次のとおり指定された。

令和6年10月29日（火）午前10時

以 上

令和6年9月〇日

〇〇検察庁の長 殿 <各別に宛先記載>

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 片 山 昭 人

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和7年上半期（令和7年3月から同年8月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報（具体的な事実）を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和6年10月22日（火）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官

からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、自ら体験した事実について各別に、各検察官から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

文書の宛て先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒 8 1 0 - 8 6 0 8

福岡市中央区六本松 4 丁目 2 - 4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 0 9 2 - 7 8 1 - 3 1 4 1

(内線 2 1 0 0 総務課長杉光、2 1 0 1 総務課課長補佐阿部)

令和6年9月〇日

〇〇弁護士会長 殿 <各別に宛先記載>

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 片山 昭人

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和7年上半期（令和7年3月から同年8月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報（具体的な事実）を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和6年10月22日（火）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供

は、自ら体験した事実について各別に、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方を引き続き周知し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

おって、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

文書の宛て先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区六本松4丁目2-4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

(内線2100総務課長杉光、2101総務課課長補佐阿部)